

「部会作業チーム」・「合同作業チーム」への意見書

提出先：部会3－③「施策体系～地域生活支援事業の見直しと
自治体の役割」チーム（森座長）

提出委員名：西滝 憲彦（全日本ろうあ連盟）

テーマ：D-1-6 コミュニケーション支援

○結論

- ① コミュニケーション支援は、総合福祉法（仮称）において検討していくことと、内閣府の施策の中で情報・コミュニケーション支援に関する保障基本法を策定する検討の二本立てで進めていく必要がある。
- ② 総合福祉法（仮称）においては、一定の障害者数を基礎として手話通訳者や要約筆記者等のコミュニケーション支援に従事する者を行政機関などに配置することで社会全体をカバーする仕組みが必要である。
- ③ コミュニケーション支援事業は広域派遣も認められるべきである。

○説明

- ① コミュニケーション支援が必要な人は、聴覚障害者（ろう者、難聴・中途失聴者、盲ろう者）だけでなく、視覚障害者、知的障害者、発達障害者、重度肢体不自由者や重篤難病患者と幅広く、手帳等級等で制限すべきではない。かつ、これらの人々とコミュニケーションする障害のない人々も含めた双方向性を保障するコミュニケーション支援施策が必要である。

これらを障害者総合福祉法（仮称）の範囲だけでカバーできるのかどうか？

福祉サービス事業として実施する具体的な在り方を検討していくとともに、コミュニケーション支援の目的、理念、対象者等の在り方を定める施策も重要になるのではない。そのため、行政施策の総合的な役割を担う内閣府の施策の中で整理し、情報・コミュニケーションに関する保障基本法を策定することも検討する必要があると考える。

- ③ 現在のコミュニケーション支援事業は、住んでいる地域からの派遣として想定されており、居住地域または居住都道府県内をエリアとして想定している場合が多い。このため、エリア外への派遣が制限されたり、交通費の負担をしなければならなかったり、かなり利用制限が生じていると思われる。さらに、広域派遣も認めることにより、必要な生活にも手話通訳等の派遣をしてもらえることになり、派遣地域の手話通訳の利用ができるようになる。それにより、手話通訳等の負担も軽減されることとなる。